



事務連絡
平成28年5月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第238号)が公布され、平成28年6月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成28年6月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

(3) カスタムメイドプレート

B00207103

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

| 機能区分 | | 機能区分コード | |
|------|---------------------------|---------|-----------|
| 071 | カステラムメイト人工関節及びカステラムメイト人工骨 | B002 | 071 01 |
| (1) | カステラムメイト人工関節 | | |
| (2) | カステラムメイト人工骨 | | |
| ① | カステラムメイト人工骨 (S) | B002 | 071 02 01 |
| ② | カステラムメイト人工骨 (M) | B002 | 071 02 02 |
| ③ | カステラムメイト人工骨 (L) | B002 | 071 02 03 |
| (3) | カステラムメイトプレート | B002 | 071 03 |

| 機能区分 | | 機能区分コード | |
|------|---------------------------|---------|-----------|
| 071 | カステラムメイト人工関節及びカステラムメイト人工骨 | B002 | 071 01 |
| (1) | カステラムメイト人工関節 | | |
| (2) | カステラムメイト人工骨 | | |
| ① | カステラムメイト人工骨 (S) | B002 | 071 02 01 |
| ② | カステラムメイト人工骨 (M) | B002 | 071 02 02 |
| ③ | カステラムメイト人工骨 (L) | B002 | 071 02 03 |
| | (新設) | | |